

工事請負契約書



1 工事名

2 工事番号

3 工事場所

4 工期 年 月 日から
年 月 日まで

5 請負代金額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

6 契約保証金 金 円
ただし、現金 金 円
代用証券 金 円

7 解体工事に要する費用等 別添のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

別記 1（債務負担契約を平成25年10月 1 日以降に締結する場合）

附 則

- 1 平成25年度における前金払及び中間前払金については、第40条第 1 項の規定にかかわらず、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「平成25年度末」と、「請負代金額の」とあるのは「平成25年度の出来高予定額（当該出来高予定額に108分の 3 を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額が」とあるのは「平成25年度の出来高予定額が」と、第35条中「請負代金額」とあるのは「平成25年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、平成25年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第40条第 2 項中「前項」とあるのは「附則第 1 項」として同項を適用する。
- 3 第 1 項の場合において、平成25年度に平成26年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第40条第 3 項中「第 1 項の場合」とあるのは「附則第 1 項の場合」と、「前払金相当分及び中間前払金相当分」とあるのは「前払金相当分及び中間前払金相当分（当該前払金相当分に108分の 3 を乗じて得た額及び当該中間前払金相当分に108分の 3 を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 4 部分払金の額の算定については、第41条第 2 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成25年度における請負代金相当額（平成25年度の出来高超過額を含む。ただし、当該出来高超過額について第41条第 1 項の規定による部分払の請求がないときは、当該出来高超過額を除く。）に108分の 3 を乗じて得た額を除く。）」と、「前会計年度までの出来高予定額」とあるのは「前会計年度までの出来高予定額（平成25年度の出来高予定額に108分の 3 を乗じて得た額を除く。）」と、「出来高超過額」とあるのは「出来高超過額（平成25年度の出来高超過額にあっては、出来高超過額（当該出来高超過額に108分の 3 を乗じて得た額を除く。））」と、「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（平成25年度の出来高予定額にあっては、当該会計年度の出来高予定額（当該出来高予定額に108分の 3 を乗じて得た額を除く。））」として同項を適用する。
- 5 第25条第 1 項の規定による請求があった場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税額相当分を除く。）」として同項を適用する。